静岡市自治基本条例解 説書

私たちは感じます 太平洋から吹く世界の風と 先人から受け継いだふるさとを 未来の子供たちに引き継ぐ責任を

> 私たちは信じます 地域主権の精神と 限りないこのまちの可能性を

> > 私たちは誓います 南アルプスから続く緑を守り それぞれの伝統・文化を伝え 夢を育む私たちのまちづくりを あなたと共に・・・・

(自治基本条例等検討懇話会の委員から寄せられたポエム)

平成17年4月

静岡市

【はじめに】

平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が施行され、国から地方公共団体への大幅な権限移譲や条例制定権の拡大など、地域が主体性をもってまちづくりが行えるよう制度が大きく変わりました。

そして、このまちは、より一層主体的なまちづくりを行うため、平成15年4月1日に旧静岡市と旧清水市が合併して新しい静岡市となり、さらに、平成17年4月1日に政令指定都市へ移行しました。

政令指定都市としての機能を最大限活用し、この豊かな自然に恵まれたまちをよりよいまち、誰もが安心して集い、活動し、快適に生活できるまちへと育てていくために必要なこと…それは、まちづくりの目標を明らかにし、それを達成するために、これから何ができるのか、そして何をしなければならないのかを、明確に定めることです。

このため、本市は平成15年8月に「静岡市自治基本条例等検討懇話会」を 設置し、本市の憲法ともいうべき条例の制定作業に着手しました。

この検討懇話会は、市民の代表者と職員が同じテーブルで議論し、また傍聴 者にも発言の機会を設けるなど、終始開かれた会議を行いました。

さらに、公開講座や出前講座を開催しながら、条例のたたき台を市民から募集し、寄せられたたたき台は、検討懇話会で1年に及ぶ議論を行い、その結果をタウンミーティングで公表しました。

そして、検討懇話会は、市民のご意見等を反映した条例素案要綱を策定し、 平成16年9月に静岡市長へ提言しました。

今回制定した「静岡市自治基本条例」は、検討懇話会の提言やパブリックコメントにおける市民のご意見等を尊重して策定したもので、多くの市民のご意見やご提案が反映された内容となっています。

この条例は、本市の方向性を示すとともに、市民自治によるまちづくりの実現のために必要な条例であることから、本市にとって、新しい時代の幕開けとなる政令指定都市移行に合わせ、平成17年4月1日から施行しました。

目 次

静岡市自治基本条例·····P	1
解 説	
前文 ······P 7	7
第1章 総則	
第 1条(目的)·····P1(O
第 2条 (定義) · · · · · · · P 1 1	
第 3条(この条例の位置付け) · · · · · · · · · · · · · · · · P 1 3	3
第2章 まちづくりの基本理念	
第 4条(市民主体のまちづくり) · · · · · · · · · · · · · · P 1 4	4
第 5条 (情報の共有) · · · · · · · P 1 5	5
第 6条 (人と人との連携) · · · · · · P 1 6	ဝိ
第 7条 (人づくり) ····································	7
第3章 市民の権利及び義務	
第 8条 (まちづくりに関する権利及び義務) · · · · · · · · P 1 8	8
第 9条(情報公開請求権)·····P2(
第10条(市政への参画権) · · · · · · · P21	1
第4章 市政運営の基本原則	
第11条(市民と協働して行う市政運営)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第12条(情報の提供及び会議の公開) · · · · · · P23	3
第13条 (個人情報の保護) · · · · · · · P24	
第14条(各行政分野の基本方針等を定める条例の制定) · · · · · · · P25	
第15条 (総合計画の策定) · · · · · · P26	ဝ
第16条 (国及び他の地方公共団体との関係) · · · · · · P27	7
第5章 市議会の役割及び責務	
第17条 (市議会の役割及び責務) · · · · · · P28	8
第18条 (市議会議員の役割及び責務) · · · · · · P29	9
第6章 市の執行機関の役割及び責務	_
第19条 (市長の役割及び責務) · · · · · · P3(J
第20条 (職員の責務) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
第21条(市民意見の聴取)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第22条 (市民からの提案等) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
第23条 (説明責任) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
第24条(行政評価) · · · · · · · P35	5
第7章 住民投票	_
第25条(住民投票の実施)····································	ô
第26条(住民投票の請求及び市議会への付議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第8章 静岡市市民自治推進審議会	
第27条(静岡市市民自治推進審議会の設置) · · · · · · · P39	9
第9章 雑則	
第28条(この条例の見直し)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C
資 料	
静岡市自治基本条例の構造図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
静岡市自治基本条例に関する検討経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 2	2

静岡市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 まちづくりの基本理念(第4条-第7条)
- 第3章 市民の権利及び義務(第8条-第10条)
- 第4章 市政運営の基本原則(第11条-第16条)
- 第5章 市議会の役割及び責務(第17条・第18条)
- 第6章 市の執行機関の役割及び責務(第19条-第24条)
- 第7章 住民投票(第25条・第26条)
- 第8章 静岡市市民自治推進審議会(第27条)
- 第9章 雑則(第28条)

附則

静岡市は、北は南アルプスの雄大な山々が連なり、南は穏やかな駿河湾に臨み、東に霊峰富士を仰ぐなど、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた快適な環境を有しているとともに、今川氏、徳川氏の時代から政治、経済、文化及び交通の要所として国内外の拠点都市という役割を担い、重みある歴史と伝統とともに発展してきました。

このまちには、先人たちが人と人とのつながりを大切にしながらはぐくんだほのぼのとした 心豊かなまちという、これまでの大都市とは趣の異なる特色が備わっており、また大切な財産 として受け継がれています。

私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っています。そして私たちは、このまちの豊かな風土を大切に守り育てつつ、高度な都市機能と融合させることによって、より一層心豊かで快適に暮らせる生活環境と安心して活動できる安全な地域社会を築き上げ、未来を担う子供たちへ引き継がなければなりません。

そのためには、地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、 私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自 治によるまちづくりを行うことが必要です。

そこで、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民 として、私たち自身で、又は私たちが信託した市議会と市の執行機関と協働して、私たちとこ のまちを共に成長させながら、世界に誇れる自立した静岡市を創造することを誓い、ここに静 岡市のまちづくりにおける最高規範として、この条例を制定します。 第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、静岡市のまちづくりの基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにする とともに、まちづくりに関する市民の権利及び義務並びに市議会及び市の執行機関の役割及 び責務を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (2) まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
 - (3)協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自 覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うことをいう。 (この条例の位置付け)
- 第3条 市民及び市は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を 最大限に尊重しなければならない。
- 2 市は、市の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念

(市民主体のまちづくり)

- 第4条 まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は市と協働して、静岡市の現在及び未 来に責任を負うことのできるまちづくりを行うものとする。
- 2 市民は、積極的にまちづくりに参画し、まちづくりの推進に努めるものとする。 (情報の共有)
- 第5条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれが保有するまちづく りに関する情報を共有するものとする。

(人と人との連携)

- 第6条 市民及び市は、人と人との相互のつながりを大切にすることがまちづくりにとって重要であるとの認識の下に、まちづくりを行うものとする。
- 2 市民及び市は、まちづくりに関する情報を広く国内はもとより海外にも発信するとともに、 広範な範囲の人々の知恵、意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする。

3 市民及び市は、世界中の様々な人々や文化が共存共生し、新たな価値を生み出すまちづく りを行うものとする。

(人づくり)

第7条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを推進するため、市民の自立性をはぐくむ環境 を積極的に整備するものとする。

第3章 市民の権利及び義務

(まちづくりに関する権利及び義務)

- 第8条 市民は、まちづくりに参画し、その結果を享受する権利を有する。
- 2 まちづくりに参画する市民は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず、互いが平等であることを認識し、互いの人権を尊重しなければならない。
- 3 まちづくりに参画する市民は、公共の利益を念頭において、発言し、行動しなければならない。
- 4 市民は、まちづくりに要する負担を自主的に分任しなければならない。 (情報公開請求権)
- 第9条 市民は、知る権利の理念に基づき、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報の公開を自ら請求する権利を有する。

(市政への参画権)

- 第10条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。
- 2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない。 第4章 市政運営の基本原則

(市民と協働して行う市政運営)

第11条 市は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の参画を促進 し、市民と協働して市政運営を行わなければならない。

(情報の提供及び会議の公開)

- 第12条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供しなければならない。
- 2 市は、市政に関する審議会等の会議を積極的に公開しなければならない。 (個人情報の保護)
- 第13条 市は、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報を厳正かつ適正に取り 扱い、個人の権利利益を不当に害することのないようにしなければならない。

(各行政分野の基本方針等を定める条例の制定)

第14条 市は、この条例の目的及び理念に基づき、各行政分野の基本方針等を定める条例の制 定に努めなければならない。

(総合計画の策定)

- 第15条 市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加えられなければならない。
- 3 各行政分野の計画は、総合計画に即して策定されなければならない。 (国及び他の地方公共団体との関係)
- 第16条 市は、まちづくりに関する国及び静岡県の政策又は施策に対して、積極的に意見、要望等を述べるよう努めなければならない。
- 2 市は、まちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

第5章 市議会の役割及び責務

(市議会の役割及び責務)

- 第17条 市議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関として、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。
- 2 市議会は、市民に開かれた議会運営を図り、市議会に対する市民の関心を高めるとともに、 市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

(市議会議員の役割及び責務)

- 第18条 市議会議員は、市議会の役割及び責務の十分な認識の下に、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託にこたえなければならない。
- 2 市議会議員は、市民自治によるまちづくりの推進のため、政策立案能力の一層の向上に努 めなければならない。

第6章 市の執行機関の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

- 第19条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。
- 2 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の信 託にこたえなければならない。
- 3 市長は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な財源の確保を図るとと

もに、地域の資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げる行財政運営を行わなければならない。

(職員の責務)

- 第20条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務 を遂行しなければならない。
- 2 職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分に発揮するとともに、法令等を遵守する ことはもとより法令等を活用して、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。
- 3 職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。

(市民意見の聴取)

第21条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更に当たっては、別に条例で定めるところにより、市民から意見を聴かなければならない。

(市民からの提案等)

第22条 市の執行機関は、まちづくりに関する市民からの提案、意見、要望等をその施策に反映させるよう努めなければならない。

(説明責任)

- 第23条 市の執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市の執行機関は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、 誠実にこたえるよう努めなければならない。

(行政評価)

- 第24条 市の執行機関は、その実施する政策、施策及び事務事業の成果、達成度等を明らかに するため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。
- 2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させなければな らない。

第7章 住民投票

(住民投票の実施)

- 第25条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件

その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び市議会への付議)

- 第26条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含む。)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8章 静岡市市民自治推進審議会

(静岡市市民自治推進審議会の設置)

- 第27条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、静岡市市民自治 推進審議会(以下「推進審議会」という。)を置く。
- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。
- (1) まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。
- (2) この条例の適切な運用に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4)前3号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要があると認める事項 に関すること。

第9章 雑則

(この条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進審議会に諮問しなければならない。 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【前文】

静岡市は、北は南アルプスの雄大な山々が連なり、南は穏やかな駿河湾に臨み、東に霊峰富士を仰ぐなど、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた快適な環境を有しているとともに、今川氏、徳川氏の時代から政治、経済、文化及び交通の要所として国内外の拠点都市という役割を担い、重みある歴史と伝統とともに発展してきました。

このまちには、先人たちが人と人とのつながりを大切にしながらはぐくんだほのぼのとした心豊かなまちという、これまでの大都市とは趣の異なる特色が備わっており、また大切な財産として受け継がれています。

私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っています。そして 私たちは、このまちの豊かな風土を大切に守り育てつつ、高度な都市機能と 融合させることによって、より一層心豊かで快適に暮らせる生活環境と安心 して活動できる安全な地域社会を築き上げ、未来を担う子供たちへ引き継が なければなりません。

そのためには、地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。

そこで、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、私たち自身で、又は私たちが信託した市議会と市の執行機関と協働して、私たちとこのまちを共に成長させながら、世界に誇れる自立した静岡市を創造することを誓い、ここに静岡市のまちづくりにおける最高規範として、この条例を制定します。

(解 説)

この条例は、本市のまちづくりにおける最も基本的かつ重要な事項を定めるとともに、本市の法体系における最高規範として位置付けられるものですので、その主旨を明確にするため前文を設けました。この前文は、条例の目標や理念を分かりやすく示しています。

なお、市民から条例の文体をやさしい表現にして欲しいとの要望が多くありましたが、条例は法規範のひとつなので、条文自体は正確な表現が求められるため立法技術に従った文体にしなければなりません。しかし、前文はなるべくやさしい表現とし、市民の要望にこたえていこうということで、このような文体としました。

第1段落は、本市の紹介の部分です。豊かな自然環境と地理的条件に恵まれ、 古くから人々が集って繁栄してきたまちということを謳いました。

第2段落は、「ほのぼのとした心豊かなまち」という、本市のイメージを表現 しています。

第3段落では、本市の豊かな風土を大切に守り育てながら、今後築き上げ、 未来へ引き継がなければならない市民生活面における理想とするまちの姿を明 らかにしています。

第4段落は、第3段落で掲げた理想とするまちの姿を実現するための手段を明らかにしています。それは、地域主権の精神に基づいた市民自治によるまちづくりを行うこと、すなわち、このまちに住み、集い、活動する市民が、主体的にまちづくりを行うことが必要であることを謳っています。

最後の第5段落では、主権者であり、まちづくりの主体である市民が、自主的に、又は市議会と市の執行機関と協働して、理想とする都市像である「自立した静岡市」を創造することを誓うとともに、この条例が本市のまちづくりにおける最高規範たるべきものである旨を宣言しています。

「地域主権の精神」とは、国から地方へ権限を移す「地方分権」より一歩進んで、地方自治体の主体性をより重視し、「地域のことは、地域で考え、地域で実行する」という地方自治の実現を目指す前向きな姿勢をいいます。

なお、「地域主権」という用語は、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(骨太の方針)でも使われています。

「市民自治」とは、地方自治の基本精神である「自分たちの地域を自分たちで治めることによって、主体的な地方自治体の確立を目指すこと」と同じ趣旨の用語です。すなわち、このまちに住み、集い、活動する市民が、自らの決定と責任の下にまちづくりを行い、市民の総意によって自主性及び自立性の高い自治体を創り上げることです。

「地域のまちづくりや課題の解決=すべて行政がやること」ではありません。 地域のまちづくりや課題の解決は、本来市民が、主体的に考え、市民同士がお 互いに協力し補完し合いながら、自ら創り上げたり、解決したりするものです。 そして、市民だけではできないことは、市議会や市の執行機関と協働したり、 市議会や市の執行機関に信託したりするものです。これが市民自治の原点です。

「自立した市民」とは、前文中にある「自ら考え、自らの責任の下に自ら行動する市民」のことをいい、市民自治の担い手としての自覚を持った市民のことをいいます。

「私たちとこのまちを共に成長させながら」とは、自立した都市は、自立した市民によってこそ支えられます。つまり、都市としての総体力は、市民同士や市民と自治体との相互作用によってその力を発揮できますので、それぞれの能力を高めながらまちづくりを推進していこうという趣旨です。

「自立した静岡市」とは、機能的にも、財政的にも、国や県又は他の地方公共団体に依存しない力量を備えた本市の姿を表します。

言い換えると、自己決定・自己責任の精神に満ち溢れ、この地域のまちづくりや課題解決のため、市民、市議会及び市の執行機関が、一丸となって積極果敢に取り組んでいき、独創性が豊かで時代や社会が必要とする新たな価値を創り出す強くたくましい都市のことをいいます。

「まちづくりにおける最高規範として」と宣言したのは、条例間に優劣をつけることはできませんが、本市の姿勢としてこの条例を本市の法体系の最上位に位置付け、その下にこの条例の目的や理念に沿った各行政分野の方針等を定める基本条例を、さらにその下に個別条例を制定し、整合性のとれた「富士山型の法体系」を構築して、政令指定都市としての静岡市を経営していきたいとの考えに基づいたからです。

そこで、前文でこの条例が最高規範たるべきものである旨を宣言するととも に、第3条でこの条例に対する尊重義務と他の条例等を制定する際のこの条例 との整合を図る義務を規定しました。

さらに、第28条でこの条例の見直しに当たっての市民自治推進審議会への 諮問義務を規定して、手続の厳格化を図ることにより、この条例の最高規範性 を尊重することとしています。

【第1章 総則】

第1章は総則として、この条例の目的、用語の定義及び位置付けを定めています。

(目的)

第1条 この条例は、静岡市のまちづくりの基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民の権利及び義務並びに市議会及び市の執行機関の役割及び責務を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(解 説)

第1条は、この条例の目的について定めています。

この条例の目的は、「市民自治によるまちづくりを実現すること」ですが、この実現に向けて、大きく分けて2つの事柄を明らかにする旨を定めています。

1つ目は、このまちを創り、経営していくうえで最も基本的な約束事を明らかにすること。

そしてもう1つは、市民、市議会、そして市の執行機関が、どのようなことができ、またどのようなことをしなければならないのかを明らかにすることです。

なお、「市民自治」とは、自分たちの地域を自分たちで治めることによって、 主体的な地方自治体の確立を目指すことなので、市民自治によるまちづくりの 実現という、この条例の目的は、言い換えると「地方自治の本旨の実現」につ ながります。

「市の執行機関」とは、市長を始め、教育委員会、選挙管理委員会などをいいます。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (2) まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して 活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動を いう。
 - (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ自らの果たすべき 役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又 は補完し合うことをいう。

(解 説)

第2条は、この条例の解釈に当たり明確にしておかなければならない用語について、定義付けをしています。

第1号は、「市民」の定義です。

地方自治法第10条に定める「住民」は、市町村の区域内に住所を有する自然人と法人をいいますが、この条例でいう「市民」は、それより広くとらえ、住民はもとより、通勤・通学者、NPOやボランティア組織、自治会・町内会なども含めています。

政令指定都市となった本市は、今後、より一層様々な人々や団体が国内外から集うことが予想されます。これからのまちづくりは、このような人々の力も必要です。

つまり、このまちに住む人、集う人が、個人・団体を問わず、お互いが平等であることを認識して、尊重し合いながらまちづくりに取り組むことが、前文で掲げた理想とする静岡市を創造するうえで必要です。

そこで、これらの人々をすべて市民と定義付け、市民と市議会と市の執行機 関という三極体制を構成し、三者が信頼し合い協働してまちづくりを行うとい う理念を打ち出しています。

第2号は、「まちづくり」の定義です。

ここでいう「まちづくり」とは、道路や上下水道の整備などの都市計画のようなハード面だけでなく、福祉、環境、産業、教育などすべての分野での公共

的な活動をいいます。言い換えると、快適な生活環境や地域社会の安心・安全 に寄与する活動を、幅広く「まちづくり」と定義付けています。

「公共的な活動」とは、市が行う活動だけでなく、市民が主体的に行う公的要素を含んだ活動で、「市政」の範囲よりもっと広い範囲における本市の発展及び市民生活の向上につながる活動をいいます。

「公共」というと、行政が行うことだとか、行政に任せればよいとの考え方もあるかもしれませんが、これからは、市民が自主的に、又は市議会と市の執行機関と協働してまちづくりを行う時代です。つまり、市民は誰でも「公共の担い手」になれますし、その市民の力をまちづくりでは必要としているのです。

第3号は、「協働」の定義です。

まちづくりにおける各自の役割を認識し、行動をしても、それぞれがバラバラに行われてしまったら十分な効果を発揮することができません。各自がお互いに相手の立場をよく理解し、より多くの力を合わせて協力して活動していくことが必要です。

また、市民も市議会も市の執行機関も、お互いが足りない面を補いながらま ちづくりを行うことも必要です。

このような趣旨を、この条例では「協働」という言葉に託しています。

この条例で、定義付けをしなかった用語に次のようなものがあります。

「市」・・一般的に「市」というと法人としての静岡市のことを示しますが、市 民との対比で使う場合は、市議会と市の執行機関のことを示します。 このように、条文の内容によって判断される用語ですので、あえて定 義付けをしていません。

「市政」・・市政とは、市民の信託を受けた市議会と市長を始めとする執行機関が行う地域における行政のことをいい、既にその概念は定着しているので定義付けをしていません。

(この条例の位置付け)

- 第3条 市民及び市は、まちづくりに関するすべての活動において、この条 例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。
- 2 市は、市の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定 又は変更に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければな らない。

(解 説)

第3条は、この条例の位置付けについて定めています。前文で宣言したとおり、この条例は本市のまちづくりにおける最高規範として制定しますので、その実効性を確保するためこの条文を置きました。

第1項は、まちづくりに関係する活動においては、市民と市議会と市の執行機関は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならないことを規定しています。

条例間に優劣をつけることはできませんが、本市の姿勢として、この条例を 本市の法体系の最上位に位置付けます。したがって、この条例の最高規範とし ての実効性を最大限確保するため、尊重義務をここで規定するものです。

第2項は、第1項の規定を踏まえ、市議会と市の執行機関が条例や規則等を 制定したり、改正したりするときは、この条例との整合を図る義務を規定して います。

今後、この自治基本条例を頂点とし、その下にこの条例の目的や理念に沿った各行政分野の方針等を定める基本条例を、さらにその下に個別条例を制定し、整合性のある「富士山型の法体系」を構築する予定です。(第 1 4 条参照)

【第2章 まちづくりの基本理念】

第2章は「まちづくりの基本理念」として、まちづくりを行ううえで最も重要なことを定めています。ある意味では当たり前のことです。しかし、それをこの条例で明らかにすることに意義があります。

(市民主体のまちづくり)

- 第4条 まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は市と協働して、静岡市の現在及び未来に責任を負うことのできるまちづくりを行うものとする。
- 2 市民は、積極的にまちづくりに参画し、まちづくりの推進に努めるものとする。

(解 説)

第4条は、まちづくりの主体である市民が、どのようにまちづくりを進めていくべきかという原則を定めています。

「地域のまちづくりや課題の解決=すべて行政がやること」ではありません。 地方自治の基本精神は、自分たちの地域を自分たちで治めることです。

したがって、地域のまちづくりや課題の解決は、本来市民が、主体的に考え、 市民同士がお互いに協力し補完し合いながら、自ら創り上げたり、解決したり するものです。

そして、市民だけではできないことは、市議会や市の執行機関と協働したり、 市議会や市の執行機関に信託したりするものです。

これが市民自治の原点です。

第1項は、上記の市民自治の原点に対応した規定です。

まちづくりの主体は市民であることを明らかにするとともに、市民自ら、又は市民が信託した市議会や市長を始めとする執行機関と力を合わせて、まちづくりを行うことを定めています。

第2項は、市民のまちづくりへの参画について、努力規定を定めています。 市民一人ひとりの状況は様々であり、まちづくりへの参画の仕方や、関われる度合いも人によって異なりますので、市民の自主性を尊重し、状況に応じてまちづくりに参画するよう努力規定としたものです。

ただし、様々な形で、まちづくりへ参画することが、市民自治の拡充につながります。

(情報の共有)

第5条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれが 保有するまちづくりに関する情報を共有するものとする。

(解 説)

第5条は、情報の共有という、まちづくりへの参画や協働の大前提となる条 文です。

まちづくりを進めるうえで、協働のパートナー同士が持っているまちづくり に関する情報を共有することは必要不可欠なことです。

これまでは市議会と市の執行機関が保有する情報の公開や、保護すべき個人情報などについて、それぞれ条例を制定して運用してきましたが、この条例では情報に関する考え方を一歩進めて、まちづくりを行ううえで必要な情報は、市側が積極的に提供するのは勿論のこと、市民が保有する情報も積極的に提供していただき、情報の共有化を図り、まちづくりを進めようとするものです。



(人と人との連携)

- 第6条 市民及び市は、人と人との相互のつながりを大切にすることがまちづくりにとって重要であるとの認識の下に、まちづくりを行うものとする。
- 2 市民及び市は、まちづくりに関する情報を広く国内はもとより海外にも 発信するとともに、広範な範囲の人々の知恵、意見等を積極的に取り入れ、 まちづくりを行うものとする。
- 3 市民及び市は、世界中の様々な人々や文化が共存共生し、新たな価値を 生み出すまちづくりを行うものとする。

(解 説)

第6条は、人と人との相互のつながりについて規定しています。

第1項は、まちづくりを効果的に行っていくためには、一人で行うのではなく、何人かで協力し、あるいは立場の異なる人と協働するなど、様々な能力や個性を持った人たちが力を合わせて行うことが重要であることを確認しています。つまり、人と人とのつながりがまちづくりの原動力になるのです。

人と人とのつながりには、様々な形態が考えられます。自治会・町内会、 NPO、ボランティア組織、企業などだけではなく、市民相互の様々なコミュニケーションも人と人とのつながりなのです。

第2項は、この人と人とのつながりが、この地域の人々のみならず、国内は もとより海外の人々にも及ぶことを示しています。

本市のまちづくりに関する情報を、常に国内外へ発信して、私たちが気づかない視点や見落としている課題などを指摘してもらい、それらの意見などを反映して、よりよいまちづくりを行います。

第3項は、本市においても外国人市民が増加する中、地域社会における外国人市民の果たす役割がより一層増すことが予想されますので、日本人、外国人の区別なく文化や習慣の異なる人たちが共存共生意識を持ち、今までにない価値を創り出していくことが、これからのまちづくりにとって大変重要である旨を示しています。

また、政令指定都市となり、今後さらなる発展を目指すに当たり、国際的な 視点に立って世界中の人々と交流を行うことは、これからの本市にとって欠く ことができません。 (人づくり)

第7条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを推進するため、市民の自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする。

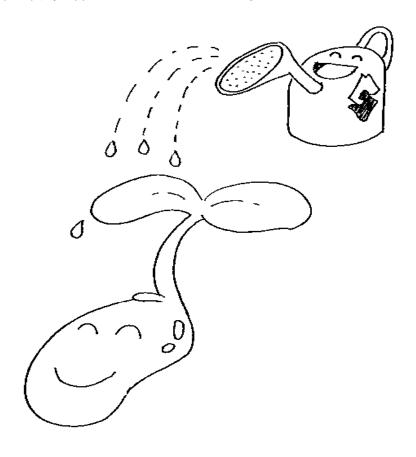
(解 説)

第7条は、市民主体のまちづくりを行うための、人づくりについて規定しています。

まちづくりの主体である市民が、積極的に、そして意欲的に取り組むためには、まちづくりへの参画に対する強い動機付けが継続して行われることが大切ですが、ここでは、そのために必要な環境を整備する役割を、市民も市議会も市の執行機関も共に担っていることを定めています。

例えば、官公庁による市民を対象とした各種セミナーや地域作りのイベントの開催、様々な団体による地域に貢献する事業やボランティア活動、また、家庭での教育や地域で行われる祭り、スポーツ、文化活動なども、有効な人づくりの場となるでしょう。

これからは、より一層このような機会を増やして積極的に人づくりを行い、 自立性の高い市民を育てていくこととします。



【第3章 市民の権利及び義務】

第3章は、まちづくりや市政に関する市民の権利と義務について定めています。

(まちづくりに関する権利及び義務)

第8条 市民は、まちづくりに参画し、その結果を享受する権利を有する。

- 2 まちづくりに参画する市民は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず、互いが平等であることを認識し、互いの人権を尊重しなければならない。
- 3 まちづくりに参画する市民は、公共の利益を念頭において、発言し、行動しなければならない。
- 4 市民は、まちづくりに要する負担を自主的に分任しなければならない。

(解 説)

第8条は、まちづくりに関する基本的な原則を4つの項で示しました。

第1項は、市民は、誰でもまちづくりに参画することができ、その結果発生 した利益を受けることができるという、最も基本的な権利を定めています。

第2項は、まちづくりに参画する市民は、みな平等であり、お互いの人権を 尊重する義務があることを定めています。本市に住み、あるいは集い活動する 市民は、それぞれの置かれた立場や境遇は様々ですが、まちづくりに参画する うえではみな平等であるとともに、それぞれの立場から生じるまちづくりに関 する意見についても、お互い尊重しあって進めなければなりません。

「社会的・身体的状況等」とは、社会的地位、所得の多寡、健康状態、身体 的又は知的な障害の有無などを含んでいます。

第3項は、まちづくりを行うに当たっては、公共の利益を踏まえて行うということを規定しています。個人的な利害関係でまちづくりを行ってはならず、意見を述べたり行動をする際も、「公共の利益」、すなわち、特定の人又は団体の利益に偏らない市民全体の利益を考えなければなりません。

第4項は、まちづくりに伴う経済的な負担や役務の提供などについて、まち

づくりの主体である市民が、自主的に各自の状況に応じた負担を負う義務があることを規定しています。

負担が一部の市民だけにかかってしまうのでは、結果を市民の誰もが享受し 共有する以上、望ましいことではありません。そこで、それぞれの市民が、で きる範囲で負担を分かち合うことが必要なのです。

「負担」とは、地方税、分担金、使用料、手数料、受益者負担金など、法令 や条例に基づくもののみならず、地域の草刈りやあいさつ運動や防災活動に参 加したり、ゴミの分別作業に協力したりするなどの役務の提供も含まれます。

「分任」とは、等しく分けるという意味ではなく、まちづくりの主体と期待される市民の役割として、各自の状況に応じた負担を自主的にしていただくという意味です。

(情報公開請求権)

第9条 市民は、知る権利の理念に基づき、別に条例で定めるところにより、 市政に関する情報の公開を自ら請求する権利を有する。

(解 説)

第9条は、第5条の(情報の共有)という理念に基づいて、市民の側から市 政情報へのアプローチに関する情報公開請求権を規定しています。

「知る権利」は、情報社会の発達やプライバシーの尊重などの時代背景から、 その重要性が広く認知されているところです。

しかし、条例での表現としては、法的に確立された権利ではなく成熟性が十分とはいえないため、「知る権利<u>の理念</u>に基づき・・」としたところですが、知る権利を尊重しようという精神は何ら変わりません。

「別に条例で定める……」の条例は、既存の「情報公開条例」のことです。



(市政への参画権)

- 第10条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、 別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。
- 2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない。

(解 説)

第 10 条は、市民は、自主的に、又は市議会と市の執行機関と協働してまちづくりを行うという基本理念(第 4 条第 1 項)に基づき、市民が具体的に市政に参画するときの原則を定めています。

まちづくりの中でも、市政は、市民の信託を受けて市議会や市の執行機関が 行うものですが、本来まちづくりの主体は市民ですので、市民は、当然に市政 に参画する権利があるのです。

第1項は、政策を実現するための具体的な施策が進展するいずれの段階においても、市民が参画できることを定めています。

従来は、施策の立案や実施については市の執行機関が独自に行い、市民の意見が反映される機会が少なかったという状況でしたが、これからは施策を立案し、計画する段階から、そして施策完了後に評価をする段階に至るまで、いずれの段階においても参画できることをここで明らかにしています。

「別に条例で定める・・・・」の条例は、今後制定予定の「市民参画基本条例」 のことで、この条例で市政への参画の具体的なルールなど(審議会委員の一部 公募制、パブリックコメント制度、市民の声の扱い、住民投票の具体的な方法 など)を規定したいと考えています。

第2項は、市民が、市政に参画するときも個人的な利害関係にとらわれず、 常に全体を見渡した視点に立つ義務があることを定めています。

市政への参画も、あくまでも市民の自主性を尊重します。当然、参画しない からといって差別を受けることはありません。

【第4章 市政運営の基本原則】

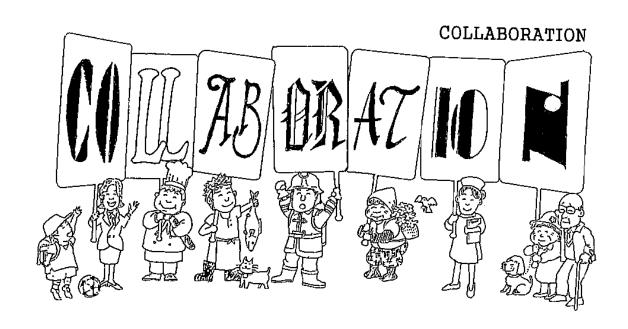
第4章は、市民の信託を受けた市議会と市長を始めとする執行機関が中心と なって行う市政における基本原則について定めています。

(市民と協働して行う市政運営)

第11条 市は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、 市民の参画を促進し、市民と協働して市政運営を行わなければならない。

(解 説)

第 11 条は、市議会と市の執行機関は、市政に関する施策の各段階において 市民参画の促進及び協働による市政運営を行う責務がある旨を規定しています。 第 10 条の(市政への参画権)に対応する規定です。



(情報の提供及び会議の公開)

第12条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供しなければならない。 2 市は、市政に関する審議会等の会議を積極的に公開しなければならない。

(解 説)

第 12 条は、第 5条の(情報の共有)という理念に基づいて、市議会と市の 執行機関が行わなければならない情報の提供と会議の公開について定めていま す。

第1項は、市議会と市の執行機関が保有する情報のうち、まちづくりを推進 するうえで必要な情報については、市民からの請求や申出を待つまでもなく、 積極的に市民に提供しなければならない責務があることを規定しています。

第2項は、市政運営の重要事項などを審議し、施策の企画立案などに重要な 役割を担っている審議会等が行う会議については、事前に開催日などの周知を 行うとともに、原則として会議を公開し、会議録を公表しなければならないこ とを規定しています。

(個人情報の保護)

第13条 市は、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報を厳正かつ適正に取り扱い、個人の権利利益を不当に害することのないようにしなければならない。

(解 説)

第13条は、市政に関する情報の取り扱いについて、情報公開とともに市議会と市の執行機関の重要な責務である個人情報の保護について定めています。

情報化の進展により、市政運営において、大量の個人情報が蓄積され、利用されています。

そこで、市議会と市の執行機関には、市政に関する情報を積極的に公開する 責務がある一方で、プライバシーなど秘密事項として守らなければならない個 人情報については、絶対に外へ漏れることが無いよう厳重に管理し、責任を持 って保護しなければならない責務があります。

「別に条例で定める・・・・」の条例は、既存の「個人情報保護条例」のことです。



(各行政分野の基本方針等を定める条例の制定)

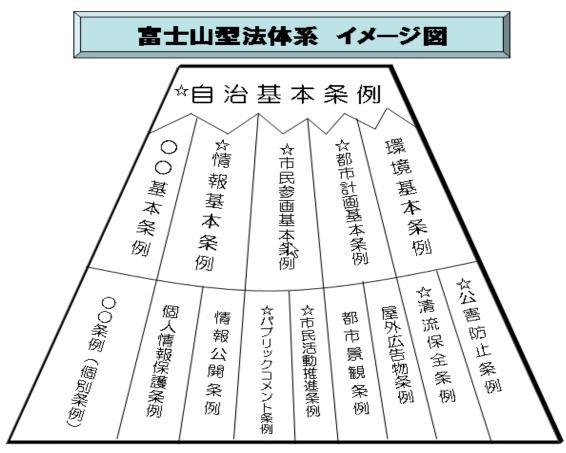
第14条 市は、この条例の目的及び理念に基づき、各行政分野の基本方針等 を定める条例の制定に努めなければならない。

(解 説)

第 14 条は、この条例の趣旨を踏まえた各行政分野における基本方針等を定める条例の制定について定めています。

環境、福祉、産業、都市計画、教育などの各行政分野で行われる施策は、この条例の目的や理念を踏まえたものでなければなりません。そこで、行政分野ごとに、この条例の趣旨に基づいた基本方針などを定める条例を制定し、整合性のある法体系を構築しようとするものです。

最終的には、この自治基本条例を頂点として、その下に各行政分野ごとの基本条例を、さらにその下に個別条例を制定して「富士山型法体系」を構築し、まちづくりの仕組みの全体像を法体系として示すことを目標としています。



☆は今後、制定予定の条例。ただし名称は仮称である。

(総合計画の策定)

- 第15条 市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、 基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう 常に検討を加えられなければならない。
- 3 各行政分野の計画は、総合計画に即して策定されなければならない。

(解 説)

第15条は、総合計画に関する規定です。

本市のまちづくりと都市経営に関する最も重要な行政計画である基本構想を始めとする総合計画と、条例、規則などの法体系における最高規範としての自治基本条例は、ともに市政運営上の最も重要な方針であり、言わば車の両輪のような関係にあります。

そこで、この条例と総合計画との関係を明らかにするため、この条文を設けました。

第1項は、この条例との整合を図った上で、総合計画を策定する旨を定めています。

第2項は、総合計画は、社会情勢の変化に対応して常に見直されるべきであることを規定しています。

総合計画は都市経営の観点に立って経営資源を最も適切に配分していくための計画ですので、社会情勢や需要の変化などを適切に見極め、真に必要な事務事業や優先度の高い事務事業を実施できるよう、常に見直しをしていく必要があります。

第3項は、各行政分野において策定する事務事業を実施するための各計画に 関しては、この総合計画の内容に沿って策定しなければならない旨を定めてい ます。

なお、本市の新総合計画は、政令指定都市移行に合わせ、平成17年4月1日からスタートしました。

(国及び他の地方公共団体との関係)

- 第16条 市は、まちづくりに関する国及び静岡県の政策又は施策に対して、 積極的に意見、要望等を述べるよう努めなければならない。
- 2 市は、まちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

(解 説)

第 16 条は、本市と国や静岡県を始めとする他の地方公共団体との関係について規定しています。

第6条の(人と人との連携)で、人と人とのつながりがまちづくりにとって 重要であることを規定しましたが、静岡市という法人も、国や静岡県を始めと する他の地方公共団体と対等の立場での連携・協力が重要であり必要です。

第1項は、国や静岡県が行うまちづくりに関する政策や施策について、意見や要望などを述べることは市議会と市の執行機関の重要な責務であることを規定しています。

市民が考え、望むことを十分理解し、その実現のために国や静岡県に意見、 要望などを述べることは、協働によるまちづくりの最も重要な役割の一つです ので、このことを定めています。

第2項は、まちづくりをより充実したものとするため、国や静岡県を始めと する他の地方公共団体と対等の立場で連携・協力することを定めています。

【第5章 市議会の役割及び青務】

第5章は、市の機関である市議会と市議会議員の役割と責務について定めています。

これからの時代におけるまちづくりにおいて、市議会は、重要な担い手となります。この条例でも、市民と市議会と市の執行機関が協働してまちづくりを行うという基本理念を掲げており、その一翼を担う市議会に対する市民の期待も大きなものがあります。

(市議会の役割及び責務)

- 第17条 市議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関として、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。
- 2 市議会は、市民に開かれた議会運営を図り、市議会に対する市民の関心 を高めるとともに、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなけれ ばならない。

(解 説)

第 17 条は、市議会の役割と責務について、機能的な側面と市民との関係の側面から規定しています。

第1項は、市議会の機能的な側面からの規定です。

市議会の最も重要な権限である議決権と、執行機関に対する監視機関としての機能を十分発揮することが、市民自治によるまちづくりの実現につながります。

第2項は、市議会の市民との関係の側面からの規定です。

既に市議会は、情報公開条例の実施機関になっており、情報公開はもちろんのこと、会議や会議録も公開していますが、さらに議会活動を市民に積極的にPRして市民の関心を高めることが重要です。それが市民の声が反映されたまちづくりにつながり、市民の期待にこたえることになります。

(市議会議員の役割及び責務)

- 第18条 市議会議員は、市議会の役割及び責務の十分な認識の下に、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託にこたえなければならない。
- 2 市議会議員は、市民自治によるまちづくりの推進のため、政策立案能力の一層の向上に努めなければならない。

(解 説)

第 18 条は、市議会を構成する市議会議員の役割と責務について規定しています。

市議会議員は、市民の代表者として市議会の運営を行うとともに、市民と市政をつなぐパイプ役として活躍し、市民の信託にこたえることが求められています。

第1項は、市議会議員は、市議会の役割と責務を踏まえ、今後の本市の将来 を見据えた幅広い視野をもって職務を遂行しなければならない旨を定めていま す。

第2項は、市議会議員は、市民自治によるまちづくりを進める上で必要な能力(議員による政策提案や議案提出など)の一層の向上に努めなければならない旨を定めています。

【第6章 市の執行機関の役割及び責務】

第6章は、市長を始めとする執行機関の役割と責務及び補助機関としての職員の責務を定めるとともに、市長と職員は、どのような点を踏まえて仕事をしなければならないか、ということを定めています。

(市長の役割及び責務)

- 第19条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければ ならない。
- 2 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを 推進し、市民の信託にこたえなければならない。
- 3 市長は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な財源 の確保を図るとともに、地域の資源を最大限に活用して、最少の経費で最 大の効果を挙げる行財政運営を行わなければならない。

(解 説)

第19条は、市長の役割と責務を定めています。

第1項は、市長は法人としての静岡市の代表者として、総合的な視点に立って市政運営を行わなければならない旨を定めています。

第2項は、市長には、この条例に基づき市民自治によるまちづくりを推進する役割と責務がある旨を規定しています。

市長は市議会議員と同様に選挙により選出されますので、全市民を代表し、 その意見を十分反映させたまちづくりを行って、市民の信託にこたえなければ なりません。

第3項は、財源の確保と効率的な行財政運営について規定しています。

「自立した静岡市」を創造するためには、財政的にも自立することが重要であり課題でもあります。長びく不景気や三位一体改革の先行きの不透明さなど、自治体をとりまく環境は厳しい状況ですが、「財政的自立」を目指す姿勢を示しました。

また、市長は、地域にある資源(海や山や川といった豊かな自然、温暖な気候、重みある歴史、各種イベントや祭、道路や港湾などの社会資本、豊富な人材など)を最大限に活用して効率的な行財政運営を行い、本市を発展させる役割と責務がある旨を定めています。

(職員の責務)

- 第20条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公 正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分に発揮するとともに、 法令等を遵守することはもとより法令等を活用して、まちづくりに積極的 に取り組まなければならない。
- 3 職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。

(解 説)

第 20 条は、市の執行機関の補助機関である職員の責務について規定しています。

職員は市長を始めとする執行機関の命により職務を行いますが、実務者として、市民の協働の相手方となる機会が多いため、まちづくりを行ううえで大きな責務を負うこととなります。

第1項は、職員は、この条例に基づくまちづくりにおける責務を自覚し、役人感覚ではなく、まちづくりの主体である市民の視点に立って、職務を行う責務があることを規定しています。

第2項は、職員は行政のプロとしての立場から、専門的な知識や現場における経験などを生かし職務を行うとともに、法令などを遵守するだけでなく、政策法務能力を高め、法令の適切な解釈や事業実施に伴う新規条例の立案などを積極的に行い、まちづくりに取り組むよう定めています。

第3項は、市民自治によるまちづくりを進めるうえで、また、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行うために、職員に必要とされる知識や、技術を自発的に習得し、政策形成能力や調整能力などの向上を図るよう定めています。

(市民意見の聴取)

第21条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、 市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更に当たっては、別に 条例で定めるところにより、市民から意見を聴かなければならない。

(解 説)

第 21 条は、市の執行機関が、能動的に市民から意見を聴取する制度を確立 するための規定です。一般的にパブリックコメント制度といわれています。

パブリックコメント制度は、市民生活に重大な影響を与えると思われる事業の実施や条例などを制定改廃する場合には、市の執行機関だけで決定せずに、 事前に住民に内容を示したうえ、それに関する意見を住民が提出する機会を設けるという制度です。

この制度は、国においては平成11年度から実施していますが、本市ではまだ制度化されていないため、この条例で方針を示し、今後制定予定の「市民参画基本条例」で対象とする事案や具体的な手続などを規定して、パブリックコメント制度として確立したいと考えています。

本市では、既に総合計画の策定や重要な条例の制定に当たって、独自にこの制度に準じて実施したものもありますが、制度確立後は、市の執行機関は、重要な政策や条例などを決定したり制定改廃する場合は、市民の意見を聴取しなければならなくなります。

なお、対象とする事案は、下記のものが考えられます。

- ① 市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの
- ② 市民に義務を課し又は権利を制限するもの
- ③ 市の方向性・基本方針を定めるもの
- ④ 各行政分野の方向性・基本方針を定めるもの

「別に条例で定める・・・・」の条例は、今後制定予定の「市民参画基本条例」 のことです。 (市民からの提案等)

第22条 市の執行機関は、まちづくりに関する市民からの提案、意見、要望等をその施策に反映させるよう努めなければならない。

(解 説)

第22条は、第21条の(市民意見の聴取)とは逆に、市民が能動的に市の執行機関に対し、まちづくりに関するアイディア提案や、意見、要望などを施策に反映させるための規定です。

本市では現在「市政への提案箱」や「市政モニター制度」などにより、市民の提案などを受け入れ、「市民の声システム」により集約する制度を設けていますが、協働によるまちづくりを有効に進めるためにも、市民の提案などを市の執行機関が行う施策に反映させる方針を、この条文で明確にしました。

(説明責任)

- 第23条 市の執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施及び 評価の各段階において、市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市の執行機関は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、 速やかに、かつ、誠実にこたえるよう努めなければならない。

(解 説)

第23条は、市の執行機関の市民に対する説明責任について規定しています。

市の執行機関にとって説明責任は、市民との協働や情報の共有化を図るうえで、最も基本的な原則です。施策の実施、あるいは市民の質問や意見などについて市の執行機関はどう考えているのかを市民に明示することがコミュニケーションの第1歩となるからです。

第1項は、市政に関する施策の市民への説明責任について規定しています。 従来は施策に関する説明が市民に十分行われていない、という批判もありま したが、今後情報の共有化を進めるうえでも、市の執行機関が行う施策に関し ては市民が十分理解できるような説明が必要となります。そこで、立案から実 施、評価という施策のいずれの段階においても、分かりやすい説明をする責任 を市の執行機関に課すものです。

第2項は、市政に関する市民の質問や意見などに対し、市の執行機関は速やかに応答する責任がある旨を定めるものです。

ただし、単なる誹謗や中傷は除きます。

(行政評価)

- 第24条 市の執行機関は、その実施する政策、施策及び事務事業の成果、達成度等を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。
- 2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させなければならない。

(解 説)

第24条は、行政評価について規定しています。

行政評価は、市の執行機関がより効果的に業務が執行できるよう、業務の達成状況を具体的に評価する手法で、一般的には、政策評価(行政課題へ対応するための基本方針)、施策評価(政策を実現するための具体的な方法)、事務事業評価(施策を構成する個別の業務等)の各段階に区分されています。いずれの評価も、事前・事中・事後の時点を捉えて行われています。

また、行政評価の目的は、評価の結果を次の政策などへ生かすことで、いわゆるマネジメントサイクル(プラン・ドゥ・チェック・アクション)による管理を行うことにあります。

現在、本市においては事務事業評価を実施していますが、この条例で行政評価に対する方針が示されましたので、今後、財政、人事、組織、企画などの担当課が中心となり、全庁挙げ実現に向け取り組みます。

【第7章 住民投票】

第7章は、住民投票について規定しています。

住民投票制度は、間接民主主義制度を補完し、住民の総意を的確に把握するための制度です。

この条例においても、住民投票制度の趣旨を尊重し、市政の適切な運営に資するため、ここに住民投票の実施について規定するものです。

なお、この章でいう「住民」とは、「静岡市に住所を有する自然人」をいいます。

(住民投票の実施)

- 第25条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。

(解 説)

第25条は、市長は住民投票を実施できる旨を規定しています。

第1項は、市長は、市政の特に重要な事項について、市議会の議決を経て住 民投票の実施に関する条例を制定し、その条例に基づき住民投票が実施できる 旨を定めています。

住民投票になじむ事項としては、一般的には、合併・分離、区域変更など市町村の基礎的条件に関する事項や、特定事業の実施に当たり住民に特別の負担を課する場合などが該当するといわれています。

逆になじまない事項としては、地域ごとの住民の利害が明確に分かれる事項 や、複数の自治体に影響が及ぶ事項などが該当するといわれています。

いずれにせよ、事前に議論が十分に尽くされることが必要で、住民投票に至 らなくても解決できるケースは多いものと考えます。

したがって、本条文でも住民投票の実施の可否について総合的、多角的に検 討することを前提として、「実施することができる」と規定してあります。

第2項は、対象事案ごとに、その都度住民投票実施条例を制定し、その条例で対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件、投票結果の扱いなどを 定める旨を規定しています。 (住民投票の請求及び市議会への付議)

- 第26条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含む。)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(解 説)

第 26 条は、住民投票の実施請求の資格者と請求があった場合の市議会への付議について規定しています。

第1項は、住民投票の実施請求ができる者の規定です。

地方自治法第 12 条第1項の規定では、日本国民たる住民で選挙権がある人は、条例制定を請求できますが、日本国民ではない住民は条例制定請求権を有していないため、住民投票条例の制定を請求できません。

しかし、この条例では、市民の定義を広くとらえていて日本国民に限定しておらず、また、まちづくりに当たっては、人種などにかかわらずお互いが平等なことを認識しなければならない旨が規定されています。

さらに国際化時代を迎え、市内に多くの永住外国人が居住している状況を考慮し、年齢 20 歳以上の永住外国人についても住民投票の実施を請求することができるよう規定したものです。

実施請求権者を年齢 20 歳以上とした理由は、第 26 条の規定は、住民に間接民主主義を補完するための発案権(イニシアチブ)を認めるという重要な規定なので、現行法令の考え方に準じて規定することが適当と考え、地方自治法第 74 条の直接請求(条例の制定又は改廃の請求とその処置)の規定に倣ったからです。50 分の1以上の者の連署が必要としたのも同様の考え方によるものです。

第2項は、住民投票の実施請求があった場合、市長は意見を付けて市議会に付議しなければなりません。市長の判断で実施するかしないかを決定するのではなく、最終的には、市民の代表者で構成する市議会の判断に委ねようとするものです。

第3項は、住民投票の実施請求に関する具体的な手続やその後の処置の仕方などは、別に条例で定めることを規定しています。

「別に条例で定める。」の条例は、今後制定予定の「市民参画基本条例」のことです。

「永住外国人」とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永 住者の在留資格をもって在留する方
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者の方



【第8章 静岡市市民自治推進審議会】

第8章で規定する静岡市市民自治推進審議会とは、地方自治法第138条の 4第3項の規定に基づき設置する審議会です。

(静岡市市民自治推進審議会の設置)

- 第27条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、 静岡市市民自治推進審議会(以下「推進審議会」という。)を置く。
- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果 を答申する。
 - (1) まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。
 - (2) この条例の適切な運用に関すること。
 - (3) この条例の見直しに関すること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要があると認める事項に関すること。

(解 説)

第27条は、市民自治推進審議会について規定しています。

第1項は、推進審議会の設置及び目的について規定しています。

推進審議会は、これからの時代や環境の変化に適切に対応して、この条例の 内容や運用を一層高めていくため設置するものです。

第2項は、推進審議会の審議事項について記載しています。

市長は、第3者の意見や専門的な知識を幅広くまちづくりの推進に生かすため、まちづくり全体に係る重要な課題やこの条例の運用状況などを推進審議会へ諮問し、その答申を尊重します。

推進審議会の委員の構成や審議の方法等については、別途規則で定めますが、本市の指針で、委員のうち2割以上は公募するよう運用していますので、この推進審議会も同様に、公募委員を含め、法律の専門家とかNPOの代表者とかの各界各層の市民委員で構成することとなります。

なお、推進審議会の事務局は、静岡市総務局総務部総務課行政改革推進室が 担当します。

【第9章 雜則】

(この条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進審議会に諮問しなければならない。

(解 説)

第28条は、この条例の見直しに関する手続を規定しています。

この条例は本市における最高規範として制定しますので、その内容はある程 度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。

内容の見直しが必要となった場合も、見直しの内容について、慎重に検討されるべきものですので、専門的・多角的に検討するため、市長は、必ず推進審議会へ諮問しなければならないと規定しました。

静岡市自治基本条例の構造図

前

まちづくりの主体である市民が、自主的に、又は議会と行政と協働して、豊かな自然環境と高度な都市機能を融合させることによって理想とする静岡市を創造し、未来へ引き継ぐことを誓うとともに、この条例が静岡市のまちづくりにおける最高規範であることを宣言しています。

1 目 的

まちづくりの基本理念、市民(通勤・通学者、NPO、企業などを含む)と市(市議会と市の執行機関)の役割分担などを定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することが目的であることを規定しています。

総即

2 定 義

「市民」、「まちづくり」、「協働」の定義づけをしています。

3 この条例の位置付け

本市の法体系の最上位に位置付けられる条例ということを規定しています。

基本理念

役

割

分

担

4 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体である市民は、自主的に、 又は、市と協働して、 まちづくりを行います。 5 情報の共有

市民と市は、まちづくりに 関する情報を共有して、 まちづくりを行います。 6 人と人との連携

市民と市は、人と人との相互のつながりを大切にして、新たな価値を生み出すまちづくりを行います。

7 人づくり

市民と市は、市民の自立性 をはぐくむ環境を積極的 に整備します。

市民には、

8・まちづくりに参画する権利と その結果を享受する権利

市民の権利と義務

- ・お互いの人権を尊重し、 公共の利益を念頭において、 まちづくりを行う義務
- ・まちづくりに要する負担を 自主的に分任する義務
- 9・市政に関する情報の公開を 請求する権利
- 10・計画の段階から市政に参画する権利
 - ・総合的な視点に立って市政に 参画する義務

があります。

市の役割と責務

市政運営の基本原則

- 11 市民と協働して行う市政運営
- 12 積極的な情報の提供と会議の公開
- 13 個人情報の厳正な保護
- 14 この条例の目的や理念に基づいた各行政分野 の基本条例の制定と 15 総合計画の策定
- 16 国・他の地方公共団体との対等・協力の関係

市議会と市議会議員

- 17 議会機能の十分な発揮と、市民に開かれた議会運営
- 18 総合的な視点に立った議員職務の遂行と、政策立案能力の一層の向上

市の執行機関

- 19 市長の役割と責務
 - ・まちづくりの推進と市政運営 に必要な財源の確保
 - ・まちづくりの積極的な推進と 効率的な行財政運営など
- 20 職員の責務
 - ・市民の視点に立った職務遂行
 - ・まちづくりの推進と市政運営 に必要な能力の向上など
- 21 市民意見を聴取し条例等を制定
- 22 市民からの提案を施策へ反映
- 23 市政に関する説明責任
- 24 行政評価を行い、マネジメント サイクルによる管理を実施

担保制度

住民投票

- 25 市長は、市政の特に重要な事項について、 住民投票を実施することができます。
- 26 年齢 20歳以上の住民(永住外国人含む) は、50分の1以上の者の連署をもって、 住民投票の実施を請求できます。

附属機関

27 市民自治推進審議会

- ・この条例を守り育て、適切なまちづくりを 推進するため、推進審議会を設置します。
- ・推進審議会は、市長の諮問に応じてまちづくりの重要事項やこの条例の適切な運用などを審議し、その結果を答申します。

その他

28 この条例の見直し

市長は、この条例の見直し に当っては、市民自治推 進審議会へ諮問しなけれ ばなりません。

※ 数字は条文No.を示します。

静岡市自治基本条例に関する検討経緯

年 月	内容
平成11年度	・旧静岡市で第1次分権推進計画策定
平成12年度	・4月1日地方分権一括法施行
	・12月に北海道ニセコ町で全国初の自治基本条例「ニセコ町まちづくり基
	本条例」が議決(13年4月施行)
	・旧静岡市で第2次分権推進計画策定、自治基本条例の検討を位置付け
平成13年度	・旧静岡市で自治基本条例等検討ワーキンググループ設置
平成14年度	・静清合併に伴う事務すり合わせにより、自治基本条例は合併後新市で
	新市の市民とともに制定する旨決定
	・市民グループ「清水ネット」が、自治基本条例制定に関する要望書提出
平成15年 4月	• 新静岡市誕生
7月	自治基本条例公開講座開催(計4回開催、約100人参加)
8月	・第1回自治基本条例等検討懇話会開催(委員の任命等)
	・条例素案たたき台を市民から募集(条例形式6件、個別意見97件)
9月	・自治基本条例出前講座開催
	(17年4月までに計15回開催、約280人参加)
11月	第2回自治基本条例等検討懇話会開催(基本項目の検討)
1 2月	第3回自治基本条例等検討懇話会開催(基本項目の検討)
平成16年1月	・第4、5回自治基本条例等検討懇話会開催(条例素案たたき台の検討)
2月	・第6回自治基本条例等検討懇話会(条例素案たたき台の検討)
4月	・16年度 第1、2回自治基本条例等検討懇話会開催(条例素案検討)
5月	・第3、4回自治基本条例等検討懇話会開催(条例素案要綱作成)
7月	・タウンミーティングを市内4ヶ所で開催し、条例素案要綱を説明
	(265人参加、意見提出数44件)
8月	・第5、6回自治基本条例等検討懇話会開催(提言書作成)
9月	・市長へ提言書を提出
1 0月	・第7回自治基本条例等検討懇話会(条例中間案を報告)
	・条例中間案に対するパブリックコメント実施(意見提出22人、80件)
1 1月	· 条例中間案公開講座開催(計3回開催、22人参加)
12月	・第8回自治基本条例等検討懇話会(パブリックコメントの結果を報告)
平成17年1月	・条例案庁議決定
3月	・市議会議決
4月	・静岡市自治基本条例施行

静岡市自治基本条例解説書

平成 1 7 年 4 月 1 日 発行 静岡市総務局総務部総務課行政改革推進室 TEL054-221-1240 FAX054-205-1377 E-mail:soumu@city.shizuoka.jp